

令和8年度 会計年度任用職員勤務条件一覧表(保育士)

	フルタイム	パートタイム
1 勤務日	月曜日から金曜日まで(土曜日勤務あり) (休日及び12月29日～1月3日を除く。)	
2 勤務時間	午前8時30分～午後5時15分(休憩1時間) 7時間45分 早出(午前7時30分～)、延長の場合もあります。	(1)各勤務形態のうち1日4時間 A勤務 7:30～11:30 B勤務 8:30～12:30(7:30出勤の対応あり) C勤務 12:00～18:00 D勤務 15:00～19:00 (2)1日5時間15分 E勤務 7:30～13:00(うち休憩15分) F勤務 12:30～18:00(うち休憩15分) (3)各こどもセンター内の子育て支援業務等 1日5時間15分 8:45～14:15(うち休憩15分)
3 休日	原則として土・日曜日、祝日(保育所の行事等によって、勤務が割り振られる場合があります。)	
4 休暇制度	年次有給休暇(初年度12日。継続勤務年数によって最大20日。繰越可能。) 夏季休暇(勤務日数に応じて最大3日まで) 忌引、結婚、公民権行使ほか	
5 給与	月額給料 207,400円～213,600円 地域手当 月額給料の1% その他手当 通勤手当、時間外勤務手当など 期末勤勉手当 あり 退職手当 6か月を超えて勤務した場合対象 支払日 当月の21日(例:4月分は4月21日)	報酬(月額) (1) 5,199円 (2)・(3) 6,824円 その他 通勤費。時間外勤務などに相当する額を報酬として支給 期末勤勉手当 あり 退職手当 なし 支払日 翌月の21日(例:4月分は5月21日)
	※ 採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより勤務条件(給与等)を変更します。	
6 社会保険等	厚生年金保険、地方公務員共済組合、雇用保険 又は 退職手当、徳島県市町村職員互助会	厚生年金保険、地方公務員共済組合、雇用保険、徳島県 市町村職員互助会
災害補償	労災保険又は地方公務員災害補償法による補償 ※ 6か月を超えて勤務した場合は、退職手当の支給対象となるため、雇用保険の被保険者ではなくなります。	労災保険による補償
7 条件付採用期間	採用後1か月間は条件付採用となっており(法第22条及び第22条第7項)、この期間を良好な成績で勤務した場合に正式任用となります。	
8 服務規律	一般職地方公務員として業務に従事するため、地方公務員法による服務及び懲戒の規定が適用されます。 サービスの宣誓(第31条) 法令等及び上司の命令に従う義務(第32条) 信用失墜行為の禁止(第33条) 秘密を守る義務(第34条) 職務に専念する義務(第35条) 政治的行為の制限(第36条) 争議行為等の禁止(第37条) 営利企業への従事等の制限(第38条)・・・フルタイムのみ適用。 パートタイムについても一定の要件があります。	
9 再度の任用(期間の更新)	一会計年度内における任用のため、任期の延長はありません。次年度以降については、その職の必要性の判断と選考(勤務実績、面接等)を経ての採用となります。	